尾北民商

9月5日号

尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAx 0587-54-1390

「消費税１０％増税中止！」「民主的税務行政を！」

9・6小牧税務署請願行動への参加を！

【当面の日程】 行動の成功が自らの権利を守る！

日	曜	会議、行事など
5	月	
6	火	小牧税務署請願行動 無料法律相談
7	水	第４回常任理事会 対県交渉
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	愛婦協定期総会
12	月	共済会拡大行動
13	火	無料法律相談
14	水	第１回理事会
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	―全国業者青年交流会
19	月	戦争法廃止尾北集会
20	火	無料法律相談 拡大推進委員会
21	水	共済会理事会
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	拡大統一行動（扶桑） 前進座公演
26	月	
27	火	無料法律相談
28	水	
29	木	
30	金	第５回三役会
10/1	土	―愛商連共済会研修会 なんでも相談会（犬山）
2	日	なんでも相談会（江南）
3	月	なんでも相談会（岩倉）
4	火	なんでも相談会（扶桑） 無料法律相談

いよいよ9・6小牧税務署請願行動が近づいてきました。納税者の権利を守り発展させるためにも、この行動を大きく成功させることが求められています。

小牧税務署をはじめ、各税務署では、事前通知もなく、日時を指定して税務署に呼び出し、帳簿を持参させ税務署内で税務調査を行なう「簡易な調査」が横行しています。こうした調査は、法的な根拠がなく、納税者の理解と協力を得て行なうことを前提とした任意調査を逸脱しています。

また、県内の他の税務署では、任意調査でありながら、おとり調査を含む強制調査まがいの調査を行ない総務課長が謝罪しています。

税務署が、納税者の権利を尊重し民主的税務行政を行なうかどうかは納税者の世論と運動にかかっています。

9月6日(火) 午前１０時～ 小牧ラピオ４階

※請願書を提出するとともに収支内訳書を返還します

小規模企業振興基本法にもとづく施策の充実を！

日本共産党地方議員団と懇談！

8月26日、日本共産党地方議員団と尾北民商との懇談会が行なわれました。毎年、この時期に開催し、問題意識を交流して秋の自治体交渉に活かしています。

懇談会には、江南市の森議員、岩倉市の木村議員、扶桑町の高木議員、大口町の吉田議員が参加しました。尾北民商からは、千田会長をはじめ8名の役員、事務局員が参加しました。

千田会長は、冒頭のあいさつで「中小業者は、雇用の担い手、経済の担い手、文化の担い手であるだけでなく、災害の復興に対して果たす役割は大きい」「小規模企業振興基本法が成立して2年、各自治体での具体化が求められる」と述べました。日本共産党からは森市議から代表してあいさつがありました。

その後、兼松事務局長が、①中小企業振興条例一般でなく、小規模事業振興条例制定の必要性について、②小規模事業振興への具体的施策について、③地方税の滞納と申請による換価の猶予制度について、④地方税、国保税の減免と低所得者対策についての4点で尾北民商としての問題意識を報告し、各議員からの報告を受けました。

小規模企業振興基本法とは？

従業員２０人（商業・サービス業は５人）以下の小規模事業が地域経済の支え手として、雇用の担い手として大きな役割を発揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・自治体などが講ずることを求めた法律。そのなかでも、従業員５人以下の「小企業者」の役割に着目し、その振興が必要だとしている。

第１回理事会へすべての理事が参加を！

9月14日(水) 午後７時～ 尾北民商事務所３階